

## 総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会照明器具等判断基準小委員会（第4回）－議事要旨

日時：平成20年12月9日（火）10：00～12：00

場所：経済産業省別館5階513会議室

### 出席者

委員：

秋鹿委員長、赤塚委員、石原委員、鎌田委員、武内委員、長谷川委員、本多委員、三浦委員、村越委員

事務局：

坂本省エネルギー対策課長、新保省エネルギー対策課課長補佐、武田情報通信機器課課長補佐 他

### 議題

1. 中間取りまとめ（蛍光灯器具）（案）について
2. 電球類の対象範囲の見直し及び今後の検討について

### 議事概要

主な意見等は以下のとおり。

#### 議題1.について

- ・ 蛍光灯は点けるときに消費電力を多く発生すると誤解をしている使用者もいるので、情報提供を行う必要があるとの意見があり、パンフレット等における表現は、誤解されないように工夫をする旨説明があった。
- ・ カタログ等にエネルギー消費効率を表示する際に、使用するランプを明示すべきとの意見があり、現在既にランプ形式と共にエネルギー消費効率は記載されているが、交換できるランプについては、各社の表示状況を精査して、必要があれば遵守事項に盛り込む旨説明があった。
- ・ 照明器具は一度設置してしまうと、置き換えることが容易でないため、選択の情報提供が重要であることから、部屋の広さ等の使用条件に合わせて、販売事業者は調光等の各種機能や多灯分散方式等の効率的な使用方法についてを情報提供し、効率の優れた器具を選択できるようにすべきであるとの意見があり、遵守事項に盛り込む旨説明があった。
- ・ トップランナー値の具体的な算出方法がわからないので説明資料が必要であるとの意見があり、計算過程がわかるよう資料を追加する旨説明があった。
- ・ 原案に所用の修正を加える条付きで了承された。

#### 議題2.について

- ・ メタルハライドランプの出荷が増える中でなぜ対象から外すのかとの質問があり、当該ランプは少量多品種であり、特に今後の増加が見込まれるセラミックメタルハライドランプについてはJISにより標準化もされていないため、標準化された時点で基準を検討することが適当である旨説明があった。
- ・ 原案のとおり了承された。

### 問い合わせ先

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー対策課

電話：03-3501-1511(内線4541)

